

和歌山県教職員住宅緊急小修繕に係る業者登録基準

(趣旨)

第1条 この基準は、和歌山県教育庁教育総務局総務課福利厚生室（以下「福利厚生室」という。）が所管する教職員住宅について、緊急を要する小修繕（修繕金額が50万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以下で緊急性のある修繕）の発注に係る業者登録に必要な基準、登録申請の時期及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

(登録業種)

第2条 登録業種は、次のとおりとする。

- (1) 建築工事
- (2) 電気工事
- (3) 管工事

(登録基準)

第3条 登録することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項により、競争入札に参加することを停止された期間が経過した者
- (3) 第10条の規定により、登録を取り消された者で、当該取り消された日から2年を経過した者
- (4) 和歌山県の建設工事入札参加資格において、建築、電気、又は管の業種の認定を受けている者
- (5) 和歌山県内に本店を有する者
- (6) 夜間・休日を問わず、24時間修繕対応が可能である者
- (7) 過去5年間に於いて、住宅（職員住宅、公営住宅又は民間集合住宅）の修繕実績がある者
- (8) 自己又は自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者、その他実質的に関与している者が次の各号のいずれかに該当しない者

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この項において「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用などしていると認められる者

(登録審査)

第4条 前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、緊急小修繕登録申請書（以下「登録申請書」という。）（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に申請するものとする。ただし、知事が特に認める場合は、その一部の添付を免除することができる。

(1) 経営状況等に関する次に掲げる調書

ア 経営状況及び契約履行状況調書（別記第2号の1様式）

イ 工事履歴書（別記第2号の2様式）

(2) 連絡体制表（別記第3号様式）

(3) 誓約書（別記第4号様式）

(4) 登録申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状（別記第5号様式）

(5) 緊急小修繕の登録希望業種に係る和歌山県県土整備部から通知された「入札参加資格認定通知書」の写し

(6) 所在地見取図（別記第6号様式）

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(登録申請書の提出先及び提出時期)

第5条 登録申請者は、登録申請書及びその添付書類を、別に定める期日までに福利厚生室まで提出しなければならない。

(申請書類の作成に用いる言語等)

第6条 登録申請者が、申請書及びその添付書類（この条において「申請書類」という。）の作成の際に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付する

こと。

- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

（登録における審査項目）

第7条 知事は、第4条の規定により登録申請書及びその添付書類が提出されたときは、次の各号に掲げる項目について登録審査を行うものとする。

（1）経営状況に関する事項

- ア 審査基準日（登録申請書の提出日が属する年度の3月1日をいう。以下同じ。）における営業年数
- イ 審査基準日において従事する従業員の数
- ウ 審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の決算における自己資本金額
- エ 登録を希望する業種別に審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の年間完成工事高

（2）契約の履行実績に関する事項

審査基準日の属する事業年度の直前5年の事業年度における「官公庁又は民間の住宅」（職員住宅、公営住宅又は民間集合住宅）の工事に係る契約履行実績

（登録業者の決定等）

第8条 知事は、前条の規定による登録審査の結果、登録申請者が登録基準を満たすと認めたときは、その氏名又は名称その他必要な事項を緊急小修繕登録業者名簿に登載するとともに、当該申請者に対し、緊急小修繕登録結果通知書（別記第7号様式（その1））により、その旨を通知するものとする。

2 前条の規定による登録審査の結果、知事が登録基準を満たさないと認めたときは、当該申請者に対し、緊急小修繕登録結果通知書（別記第7号様式（その2））により、その旨を通知するものとする。

（登録の有効期間）

第9条 登録の有効期間は、登録した年の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

（登録の取消）

第10条 知事は、登録業者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 営業に関し必要とされる許可、認可等を失ったとき。
- (2) 登録申請書又はその添付書類に故意に虚偽の事項を記載したとき。
- (3) 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。
- (4) 夜間・休日を問わず24時間対応ができなくなったとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を速やかに当該登録業者に通知するものとする。

(変更届)

第11条 登録業者は、その登録の有効期間中に、次に掲げる事項について変更があったときは、その都度直ちに緊急小修繕登録事項変更届（別記第8号様式）に当該事実を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 営業を休止し、又は廃止したとき。
- (2) 営業規模を著しく変更したとき。
- (3) 商号又は名称を変更したとき。
- (4) 本店又は営業所等の所在地を変更したとき。
- (5) 登録申請者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を変更したとき。
- (6) 代理人を変更したとき。
- (7) 使用印鑑を変更したとき。
- (8) その他登録内容に変更のあったとき。

(変更に係る審査等)

第12条 知事は、前条の届出があったときは、速やかに当該届出事項について審査するものとする。

- 2 知事は、前項の審査の結果、当該審査に係る登録申請者の登録内容を変更する必要があると認めたときは、その登録申請者の登録内容を変更するとともに、緊急小修繕登録業者名簿の登載内容を変更し、登録基準を満たさないと認めたときは、その登録を取り消すとともに緊急小修繕登録業者名簿からその登載を抹消するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により登録業者の登録内容を変更し、又は登録を取り消したときは、その旨を速やかに当該登録業者に通知するものとする。

(登録の承継)

第13条 登録業者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その承継する営業に対応する登録を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人

(2) 個人事業主が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなった場合におけるその2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

(3) 個人事業主がその事業に関し法人を設立した場合におけるその法人

(4) 法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立される法人

(5) その他知事がこれらに類すると認める者

2 前項の規定に基づき登録を承継しようとする者は、緊急小修繕登録承継申請書（別記第9号様式）に当該承継の事実を証する書類を添付して知事に提出するものとする。

（参加の停止）

第14条 知事は、「和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱」に基づき、緊急小修繕登録業者に対して入札参加資格停止措置が取られたときは、当該登録についても同様の措置をとるものとする。

2 知事は、前項の規定によらず、次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、「和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱」に基づく期間で参加の停止を行うものとする。

(1) 緊急小修繕の実施に当たり、過失により修繕工事を粗雑にしたと認められるとき。

(2) 緊急小修繕の実施に当たり、契約に違反するなど、修繕工事の相手方として不適当であると認められるとき。

(3) 安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者（治療30日を超える傷病をいう。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。

(4) 安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者（治療30日を超える傷病をいう。）を生じさせたと認められるとき。

3 知事は、前2項の場合において当該登録業者にその旨通知するものとする。